

長崎県規則第 13 号

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和 2 年長崎県条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備の基準)

第 3 条 条例第 12 条第 6 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2 人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43 平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95 平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(日常生活に係る金銭管理)

第 4 条 条例第 26 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 条例第 14 条第 1 項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が 2 人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を設けること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所(次項において「届出済無料低額宿泊所」という。)が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第3条第1号ア及びエからカまでの規定は、施行日後3年間は適用しない。
- 3 届出済無料低額宿泊所が平成27年6月30日において利用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第3条第1号ウの基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
 - (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第3条第1号ウの基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、その同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を入居者ごとに収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 条例第12条第5項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第3条第1号ウの基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定する必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。